

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

平成29年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	那賀町における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律施行規則の他、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受理 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料の納付の申出 3 付加保険料の辞退申出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留法人等の特例措置対象者該当の申出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料免除・納付猶予の申請 9 保険料学生納付特例の申請 10 保険料免除・納付猶予の取消申請 11 納付特例不該当の届出 12 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	1.国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 被保険者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95の項
--------	-------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	那賀町住民課
②所属長	住民課長 岡川 千歳
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等に基づき、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格及び年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	那賀町における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律施行規則の他、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	〃	〃	(前行のつづき) ②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届けの受理 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料の納付の申出 3 付加保険料の辞退申出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留法人等の特例措置対象者該当の申出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料免除・納付猶予の申請 9 保険料学生納付特例の申請 10 保険料免除・納付猶予の取消申請 11 納付特例不該当の届出 12 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	事前	
平成29年2月1日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第31項	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95の項	事前	
平成29年2月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成29年2月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の48、50の項	(空白)	事前	
平成29年2月1日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那賀町 企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	事前	
平成29年2月1日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	那賀町 企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	事前	